

有限責任事業組合契約に関する法律について

共同事業のための新しい組織、LLP制度の創設

平成17年6月
経済産業省

1. 法律制定の目的

- (1) 海外では、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業を振興するため、LLP (Limited Liability Partnership: 有限責任組合) やLLC (Limited Liability Company: 有限責任会社) という新たな事業体制度が整備されており、大きな効果を上げている。

【LLPなどの3つの特徴】

- 有限責任制 ・ 出資者が出資額までしか責任を負わない。
- 内部自治原則 ・ 利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない。
・ 取締役会や監査役のような経営者に対する監視機関の設置が強制されない。
- 構成員課税 ・ LLPに課税されずに、出資者に直接課税される。(LLPに法人課税が課せられた上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。)

【LLPなどの効果】

- 米国のLLC ・ ここ10年間で、株式会社が100万社誕生したのに匹敵する80万社のLLCが誕生。
・ IBM、インテルなどの共同研究、投資会社、映画製作会社などが活用。
- 英国のLLP ・ 2000年に創設され、1万社を超えるLLPが誕生。
・ KPMGなど会計事務所、デザイン事務所、ソフト会社などが活用。

- (2) ところが、我が国では、こうした3つの特徴を兼ね備えた事業体は存在しない。そこで、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合法(LLP法)を制定し、3つの特徴を持つ新たな事業体制度を整備する。

	株式会社	民法組合	LLP
有限責任制		× (無限責任)	(有限責任)
内部自治原則	× 損益や権限の配分は出資額に比例 - 取締役会や監査役が必要	損益や権限の配分は自由 - 監視機関の設置が不要	損益や権限の配分は自由 - 監視機関の設置が不要
構成員課税	× (法人課税)	(構成員課税)	(構成員課税)

- (3) LLP制度の創設により、ベンチャーや中小企業と大企業の連携、中小企業同士の連携、大企業同士の共同研究開発、産学連携、IT等の専門技能を持つ人材による共同事業などを振興し、新産業を創造する。

2. 法律の概要

(1) 出資者全員に有限責任制を付与

有限責任制の導入

LLPの出資者は出資額の範囲までしか責任を負わないこととする。

債権者保護規定の整備

有限責任制の導入に伴い、債権者保護を徹底する。

- ・ 有限責任事業組合契約の登記
- ・ 財務データの開示
- ・ 債務超過時の利益の分配の禁止

(2) 内部自治の徹底

柔軟な損益や権限の配分

出資者同士の損益や権限の配分は、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供などを反映して、出資比率と異なる配分を行うことができる。

内部組織の柔軟性

LLPの業務執行者に対する監視の在り方は、出資者間で柔軟に決められることができる（取締役会や監査役など監視機関の設置は強制しない）。

(3) 共同事業性の確保

・ 業務執行への全員参加

LLPの意思決定は、原則、出資者全員で行い、出資者全員が業務執行に参加する。

LLPに関しては、LLP段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み（いわゆる構成員課税）が適用される予定。